

【令和5年第4回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和5年10月13日 健康福祉委員長 各務 雅彦

- 「議案第119号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）」
- 「議案第121号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について」
  - 《一括審査の理由》  
いずれも旅館業法の一部改正に伴う内容であるため、2件を一括して審査
  - 《議案第119号の審査結果》  
全会一致原案可決
  - 《議案第121号の審査結果》  
全会一致原案可決
- 「議案第124号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」
  - 《主な質疑・答弁等》
    - \* 本条例の改正内容並びに蓄電池設備を使用する一般家庭及び発電事業者等への影響について  
蓄電池設備に関する省令の一部改正に伴い、条例に規制基準を設けるものであり、一定の電池容量以上の蓄電池設備が規制対象となる。  
従前の条例は、開放形鉛蓄電池設備を主に想定しており、昨今のリチウムイオン電池への種類の変化、蓄電池設備の大容量化を踏まえながら総務省消防庁において検討し、省令の一部改正に至っている。今回の条例改正により規制対象となる蓄電池設備は、建物に設置される設備であり、一般家庭で使用されるモバイルタイプは対象としていない。
    - \* 共同住宅において大容量の蓄電池を使用している市内事例について  
設置状況の資料を持参しておらず例示できないが、条例改正により一定量以上の蓄電池設備を設ける場合は届出が必要になるため、使用事例については把握可能である。
    - \* 蓄電池設備設置状況の確認方法について  
規制対象となる蓄電池設備を設置する場合は、電気設備設置届の提出を義務付けることから、届出の審査及び設置状況の検査により条例の設置基準に適合しているかを確認する。
    - \* 条例の規制対象を定める単位の変更理由について  
蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、保有する電気エネルギー量に依存すると考えられることから、蓄電池容量を表すキロワット時に単位を改めるものである。
    - \* リチウムイオン電池による火災の危険性への認識について  
近年、モバイルバッテリー等による火災も発生していることから、各消防署や団体を通じて市民へ火災の危険性に関する広報を行っている。
    - \* 固体燃料を用いた離隔距離規定の新設による対象設備への影響について

固体燃料を用いた厨房機器の特徴を踏まえ安全性を検討し、今回改正においては従前の規定より短い離隔距離を求めるものとなることから、従前の離隔距離を満たしている設備への影響はないと考えている。

《意見》

- \* 巨大な蓄電池設備が設置されると、有事の際の被害拡大が懸念されることから、使用事例を把握するなど注視してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第132号 陽光ホームの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 事業者募集の周知方法及び公募期間を1か月とした理由について

指定管理者の事業者を募集する公告については、半年ほど前にホームページに掲載をしている。公募期間は前例に倣い1か月としたが、南部療育センターの公募の際に再公募となった経緯もあることから、今後は公募期間を少しでも長く確保することについて検討していく。

- \* 選定評価審査結果における加点評価及び実績評価の内容について

選定評価の評価項目は大きく5つ設けているが、その他の評価として、制度や市場原理では満たされないニーズや川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに対応する取組の実施の有無という、地域における公益的活動の項目について、委員2人から加点評価がなされた。また、実績評価については、平成30年度から令和3年度の過去4年間において当施設がB評価であったことから、5パーセントの加点対象となったものである。

- \* 実績評価に令和4年度の評価を含めていない理由について

選定評価委員会開催時は、令和4年度の評価前であったためである。

- \* 当施設における令和4年度人件費の減少理由について

当施設の令和4年度における人件費の減少理由は、一時的なスタッフの減員によるものであるが、新型コロナウイルス感染症対策として地域生活体験事業の体験者数を減員していたため、事業に支障はなかった。

- \* 個別支援計画のモニタリング評価の記載について

個別支援計画は6か月ごとにモニタリング評価を行っているものの、定型業務となっていることから令和3年度以降の評価シートには記載していない。

- \* 備品管理の実地調査について

年1回の調査により備品管理の集計をしているが、配当した備品が廃棄済みとなっている状況が見受けられた。その後の実地調査により現在は改善されていることを確認している。

- \* グループホーム事業廃止後の入居者の考え方について

高齢者・障害児者福祉施設再編整備計画に基づきグループホーム事業は民設化する方針であり、当施設については来年からの指定管理期間5年間の間に入居者を移行させることとなるが、指定管理期間に限らず入居者の移行完了後の

事業廃止となる。令和8年度、9年度頃から入居者の移行を進める計画としている。

**\* 当施設入居者の障害区分及び地域移行型グループホームの在り方について**

当施設は主に知的障害者が入居している。グループホームに地域移行型というタイプがあるわけではないが、当施設では地域生活体験事業を行っており、地域移行へのステップとなっていると考えている。

**\* 地域移行における今後の市としての関わり方について**

本年11月に高津区に設置される事業所では体験事業に取り組む予定である。また、本来入所施設における事業ではあるが、当施設と同じ法人が運営している事業所に配置している地域移行コーディネーターを活用しながら、地域の事業所と連携をしていきたいと考えている。

当施設に入居している15人については、それぞれの希望を捉えながら通所事業所を含め丁寧に対応をしていく。

**\* 当施設が土砂災害警戒区域にあるという選定評価委員会の議事録について**

当施設近くの井田山が土砂災害警戒区域に当たる状況にあるものの、当施設自体の安全性は確認している。

《意見》

\* 公募期間が短いために、競争原理が働かず一者選定となることがないように、期間に余裕を持って公募するようにしてほしい。

\* 入居者が先行きを不安視せず、安心して過ごせるように引き続き支援してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第135号 令和5年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

**\* 基金繰入れにおける法定内外の内訳について**

令和4年度決算における一般会計からの繰入金は、約112億3,000万円であり、そのうち法令等に基づいて一般会計から繰り入れなければならない額は約88億5,000万円、その他法令に基づかない法定外の繰入額は約23億8,000万円である。

**\* 国民健康保険の都道府県単位化の状況について**

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となっており、市町村は資格管理や保険給付等の業務を担っている状況にある。現状は、県下33市町村においてそれぞれに保険料率等を決定しているが、本年9月に行われた国の審議会において、早期に保険料水準の完全統一を実施するという方向性で議論されていると聞いている。

**\* 保険料統一に向けた責任主体及び法定外繰入れ削減による負担について**

現在、神奈川県及び県下33市町村において、保険料統一に向けた行程や法定外繰入れの削減について協議しているところである。国から削減すべきと示された法定外繰入れの主な内容は、決算補填を目的とした一般会計からの繰入

れであるが、主に保険料の負担緩和を目的としたものとなっている。

《意見》

- \* 制度設計において本市が不利益を被ることのないように協議するとともに、状況について議会へ報告してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第137号 令和5年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第138号 令和5年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

- \* 公害健康被害補償費における繰越金について

前年度の繰越額が9月に確定した後、今年度予算に補正という形で追加し、遺族補償費等として活用している。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第139号 令和5年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

- \* 介護予防事業の増加に伴う事業費の負担状況について

地域支援事業に当たる介護予防事業に係る財源は、事業費に応じて国、県等が法定負担をしているものの、事業費の増加に伴い本市の負担額も増加する。国、県等の負担額には上限があるため、上限枠に収めるべく苦慮しており、余裕があるとは言えない状況にある。

《意見》

- \* 事業費の負担上限についてしっかり議論してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第142号 令和5年度川崎市病院事業会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

- \* 救命救急センター棟新築工事スケジュール及び経費の推移について

平成30年3月に策定した基本計画では、令和5年4月に救命救急センター棟の運用を開始する予定であったが、救命救急センター棟新築工事に先行したエネルギー棟建築工事において、川崎病院敷地内の地下埋設物や埋設杭の撤去が必要となりエネルギー棟の工事が度々遅延した。また、この度の土壌汚染対策工事の入札不調により約半年の遅れが生じたことから、当初計画から約2年半遅れた令和7年10月に運用開始する見込みである。

工事費については、基本計画策定当初は約 6 億円と想定していたが、基本設計及び実施設計により精査したところ、約 18 億円となる見込みであることを令和 4 年 2 月の当委員会へ報告した。更に設計を精査した最終的な工事費は、本補正において約 22 億円となる。

**\* 土壌汚染対策工事に係る 3 回目の入札結果について**

土壌汚染対策工事の 3 回目となる入札は本年 7 月に実施し、8 月初旬に契約締結に至り、現在は工事に着手している。

**《意見》**

**\* 今後、更なる遅延が発生しないよう工事を進めてほしい。**

**《審査結果》**

**全会一致原案可決**